

第 24 章

司法及び警察

第 24 章

司法及び警察

民事、行政事件

平成 15 年中に府内の各裁判所が扱った新受理件数は、30 万 5780 件で、前年に比べ 8975 件(3.0%)の増となっている。

新受理件数を裁判所別にみると、簡易裁判所が 17 万 4177 件(構成比 57.0%)で、前年より 622 件(0.4%)増、地方裁判所が 12 万 3014 件(構成比 40.2%)で、前年より 8367 件(7.3%)増、高等裁判所(近畿2府4県)が 8589 件(構成比 2.8%)で、前年より 14 件(0.2%)減となっている。

なお、既済件数は 1 万 790 件(3.7%)増の 30 万 6057 件、未済件数は 277 件(0.4%)減の 6 万 5436 件となっている。

刑事事件

平成 15 年中に府内の各裁判所が扱った新受理件数は 14 万 8770 件で、前年に比べ 5118 件(3.3%)の減となっている。

新受理件数を裁判所別にみると、簡易裁判所が 10 万 7418 件で、前年より 7323 件(6.4%)減、地方裁判所が 3 万 8448 件で、前年より 1962 件(5.4%)増、高等裁判所(近畿2府4県)が 2904 件で、前年より 243 件(9.1%)増となっている。

家事事件

平成 15 年中に家庭裁判所が取り扱った家事審判事件の新受理件数は 4 万 1125 件と前年に比べ 941 件(2.3%)の増となっている。主な事件の構成比をみると、「子の氏の変更」が 39.7%(1 万 6325 件)、「相続放棄」が 28.2%(1 万 1592 件)、「精神障害者保護義務者選任等」が 6.7%(2771 件)、「改氏」が 3.2%(1328 件)となっており、この4事件で全体の 77.9%を占めている。

家事調停事件の新受理件数は 9205 件で、前年に比べ 205 件(2.3%)の増である。主な事件の構成比をみると、「婚姻中の夫婦間の事件」が 40.8%(3757 件)と全体の半分近くを占めており、次いで、「子の監護処分」の 17.3%(1589 件)、以下、「親権者変更等」の 9.0%(831 件)、「婚姻費用分担」及び「遺産分割」の 7.3%(672 件)となっている。

少年保護事件

平成 15 年中所ける少年保護事件の新受理人員は 2 万 1617 人で、前年に比べ 1638 人(7.0%)の減となっている。

事件別にみると、「窃盗」が 6729 人(構成比 31.1%)、「道路交通法違反等」が 6123 人(同 28.3%)、「横領」が 2973 人(同 13.8%)等となっている。

また、刑法犯は 1 万 4629 人(構成比 67.7%)で、前年に比べ 897 人(5.8%)の減、特別法犯は 6750 人(構成比 31.2%)で、前年に比べ 764 人(10.2%)の減となっている。

刑法犯の内訳では、「強盗・強盗致死傷等」が 3 人(1.1%)増となっており、「窃盗」が 435 人(6.1%)減、「恐喝」が 50 人(12.0%)減、「業務上過失致死傷等」が 24 人(0.8%)増、「傷害」が 124 人(14.9%)減等となっている。

次に、平成 15 年の少年院の入出院状況をみると、新収容者は 527 人で、前年に比べ 48 人(10.0%)の増となっており、退院者(仮退院を含む)は 532 人で、前年に比べ 54 人(11.3%)の増となっている。

人権侵犯事件

大阪法務局が平成 15 年中所取り扱った新受理件数は 684 件で、前年に比べ 10 件(1.5%)の増となっている。

事件別にみると、「暴行・虐待」が 128 件(構成比 18.7%)、「住宅・生活の安全関係」が 118 件(同 17.3%)等となっている。

刑法犯

平成 15 年中所に府内市町村で取り扱った刑法犯認知件数は 28 万 5307 件で、前年に比べ 1 万 5122 件(5.0%)の減、検挙件数は 4 万 2137 件(検挙地主義)で、前年に比べ 3037 件(7.8%)の増となっている。

罪種別では、窃盗犯が 23 万 3185 件で全体の 81.7%を占め、次いで、その他が 3 万 359 件(構成比 10.6%)、知能犯が 9991 件(同 3.5%)と、この3種で認知件数全体の 95.9%を占めている。

刑法犯少年検挙補導人員は 1 万 3941 人で、前年に比べ 723 人(4.9%)の減となっている。

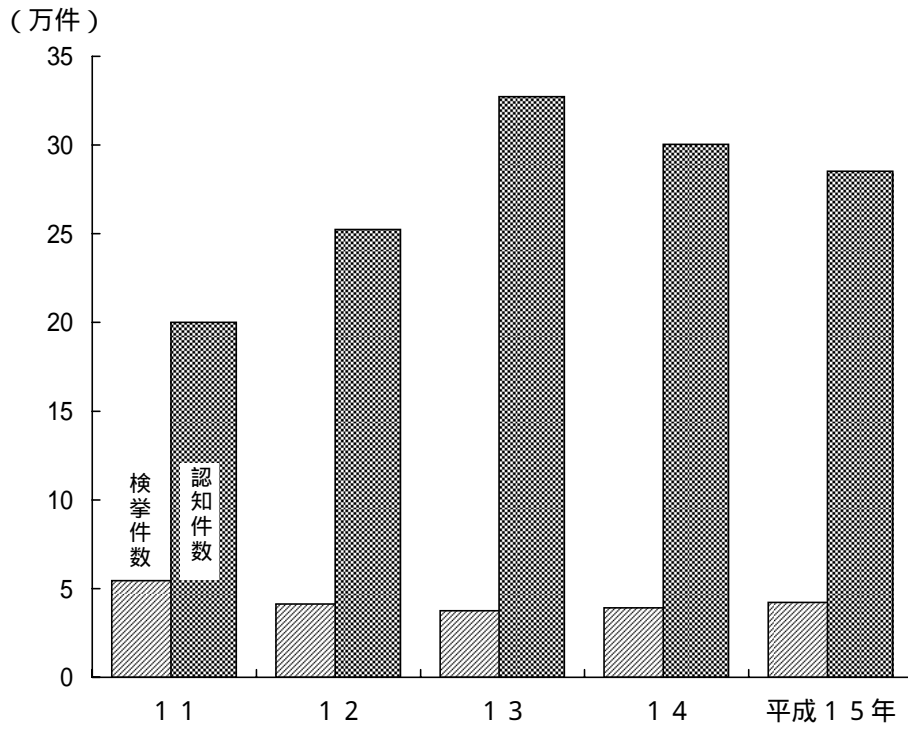
罪種別では、窃盗犯(7814 人)、その他(4286 人)、粗暴犯(1443 人)の順となっている。

また、年齢別では、14 才の 2455 人、15 才の 2369 人、16 才の 2238 人の順となっており、依然、中学生の検挙補導人員が多くなっている。

く犯・不良行為等の補導人員は 29 万 7446 人で、前年に比べ 8676 人(2.8%)の減となっている。

行為別にみると「深夜はいかい」が 14 万 207 人で全体の 47.1%を占め、以下「喫煙」が 13 万 9708 人、「その他」が 4549 人、「不良交友」が 4080 人の順となっている。

刑法犯認知・検挙件数の推移



刑法犯少年の年齢別人員 (平成15年)

